

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第30号

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年亀山市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年亀山市条例第19号）附則の規則で定める日は、 <u>令和4年9月30日</u> とする。	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年亀山市条例第19号）附則の規則で定める日は、 <u>令和4年6月30日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。